伊豆の国市スポーツ推進計画

令和7年2月



目 次

	; 1																																			
	第	1 :	節		計	画	策	定	の	趣	旨			•		•		•	•		•			•	•	•	•				•	•	•	•	1	
	第																																			
	第																																			
第	2	章		伊	豆	の	国	市	の	ス	ポ	_	ツ	の	瑪	状	ع:	課	題	į -								-								5
	第	1 :	節		人	П	の	推	移	ع	推	計	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	5	
	第	2	節		成	人	の	運	動	•	ス	ポ	_	ツ	の	実	施	状	況		•			•	•	•	•				•	•	•		7	
	第	3	節		ス	ポ		ツ	協	会	•	ス	ポ		ツ	少	年	団	の	会	員	•	寸	員	数	の	状	況	•	•	•	•	•	•	10)
第	3	章	,	計	画	の	基	本	的	な	考	え	方	•			•	•		•	•			•	•	•	•	•	•							12
	第																																			
	第	2	節		計	画	の	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	}
第	; 4	章		具	体	的	な	取	組	•							-	•																		16
	基																																			
	基																																			
	基	本	目	標	3	•				•		•				•		•	•	•	•			•	•	•	•			•	•	•		•	20)
	基	本	目	標	4	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22	
	5 5																																			
	第	1	節		実	施	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24	
	第	2	節		進	行	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24	
資	料	編	•														-									•		•							-	25
	/177	=	•		-	_	0			₩	. #	= 1		**	_		+#	`#	<u>_</u>		\wedge														ОГ	

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

国では、平成23年に「スポーツ振興法」を見直し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした「スポーツ基本法」を同年6月に制定し、この法に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「スポーツ基本計画」を策定しました。

その後、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」、令和4年3月に「第 3期スポーツ基本計画」を策定しました。

また、静岡県では、基本理念を「県民の健康で明るい生活を支えるスポーツの振興」とする「静岡県スポーツ振興基本計画」を平成17年3月に策定し、平成26年7月にはスポーツ基本法に基づいた「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

更に「スポーツの聖地づくり」を新たな基本理念とした「静岡県スポーツ推進計画」を平成30年に改定し、令和4年に基本理念を引き続き「スポーツの聖地づくり」とする「静岡県スポーツ推進計画」を改定しました。

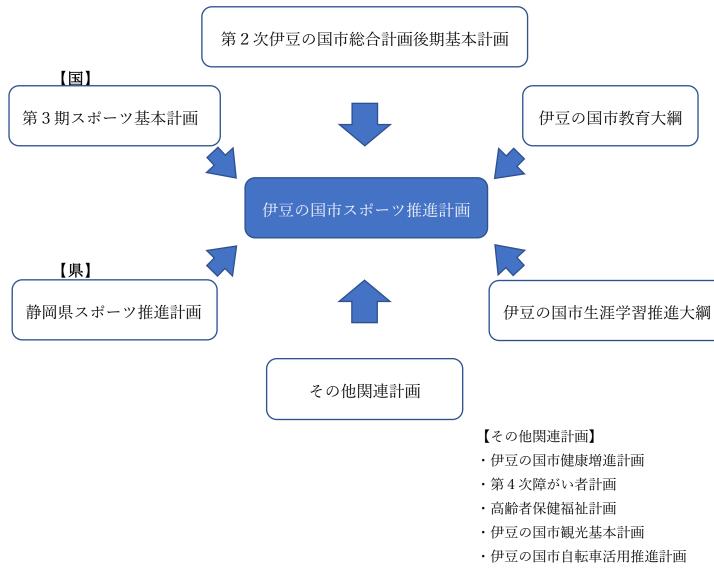
伊豆の国市(以下「本市」という。)では、これら国、県の計画を受け、より一層スポーツの推進に取り組み、スポーツの参加層の拡大やスポーツを通じた生きがいづくり、スポーツ団体等への支援など生涯スポーツの推進を行うための指針として、「伊豆の国市スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置付け

(1)各種計画との関連性

本計画は、「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき、国が策定した「第3期スポーツ基本計画」及び静岡県が策定した「静岡県スポーツ推進計画」を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ推進計画を策定するものです。

また、令和4年3月に策定した「第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画」 をはじめ、「伊豆の国市教育大綱」、「伊豆の国市生涯学習推進大綱」やその他 の関連計画と整合性を図り、スポーツ関連施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための計画として位置付けます。



(2)「持続可能な開発目標」(SDGs)との関係性

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成 27 年(2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。 2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、我が国も国内における実施と国際協力の両面でSDGs を推進しています。

本市では、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画で各政策の柱ごとに関連付けており、本計画においてのSDG s は、17 のゴールのうち 2 のゴール を関連付けています。

【関連するSDGs】



【4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



【17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する。

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/ NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※パートナーシップとは、関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のことであり、その各参加者や参加機関はパートナーと呼ばれる。

SUSTAINABLE GALS



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「静岡県スポーツ推進計画」、市の「第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画」、「伊豆の国市教育大綱」、「伊豆の国市生涯学習推進大綱」を鑑み、令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間とします。

【各計画等期間】

	計画名	計画期間
囲	第3期スポーツ基本計画	令和4年度から令和8年度まで
県	静岡県スポーツ推進計画	令和4年度から令和7年度まで
	第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画	令和4年度から令和7年度まで
市	伊豆の国市教育大綱	令和5年度から令和7年度まで
	伊豆の国市生涯学習推進大綱	平成30年度から令和9年度(目途)まで

第2章 伊豆の国市のスポーツの現状と課題

第1節 人口の推移と推計

(1) 現状

本市の人口は、表 1、表 2 で示すとおり減少傾向で推移しており、1995(平成 7)年以降減少が続いています。2005(平成 17)年に死亡者が出生数を上回る自然減に転じて以降、出生数はさらに減少しており、2020(令和 2)年度には250人を下回りました。2025年以降の推計をみても減少傾向にあります。

また、表3、表4で示す2023(令和5)年度の年代別人口では、少子化により35歳未満の人口の割合が全体の27.3%で、35歳以上の人口の割合が72.7%となっており、少子化による人口減少と高齢化している実態がわかります。

(2)スポーツの視点からの課題

本市の人口は減少傾向にあるとともに少子化、高齢化が進んでいることが顕著にあらわれています。このことを踏まえ、特に高齢者が増加しているため、気軽に体を動かすことができる運動・スポーツを広め、高齢者の健康づくりに向けた取組が必要です。

表1 総人口の推移と推計

年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
人口	44,046	46,413	48,369	50,328	50,062	50,011	49,269
年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人口	48,152	46,516	44,536	42,374	40,096	37,737	35,375

(伊豆の国市まち・ひと・しごと創成長期人口ビジョン令和2年改訂版より)

表2 総人口の推移と推計(グラフ)

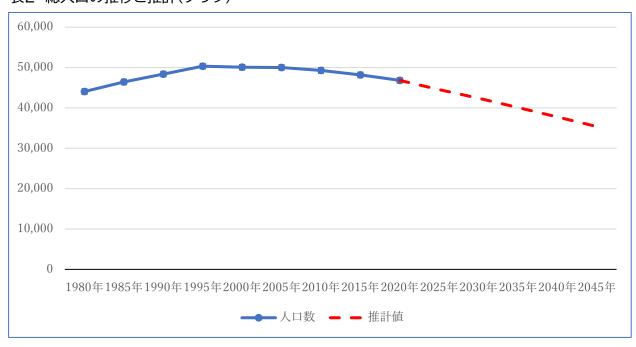
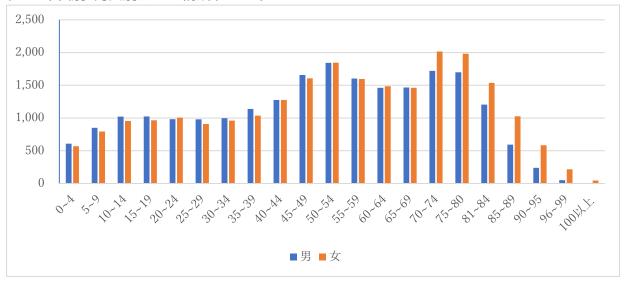


表3 年代別人口(令和5年6月1日現在)

年齢	男	女	計	割合
0~4	608	570	1,178 (2.5%))
5~9	850	795	1,645 (3.5%))
10~14	1,022	956	1,978 (4.3%)	12,624 人
15~19	1,024	966	1,990 (4.3%)) '
20~24	981	1,006	1,987 (4.3%)	27.3%
25~29	979	910	1,889 (4.1%))
30~34	996	961	1,957 (4.2%))
35~39	1, 138	1, 035	2,173 (4.7%))
40~44	1, 275	1, 276	2,551 (5.5%))
45~49	1,656	1,606	3, 262 (7.0%))
50~54	1,842	1,846	3,688 (7.9%))
55~59	1,602	1,596	3,198 (7.0%))
60~64	1, 461	1,486	2,947 (6.4%))
65~69	1,466	1,462	2,928 (6.3%)	33,664 人
70~74	1,721	2,015	3,736 (8.0%)	72.7%
75~80	1,699	1,982	3,681 (8.0%))
80~84	1, 204	1,538	2,742 (5.9%))
85~89	593	1,027	1,620 (3.5%))
90~95	238	583	821 (1.8%))
96~99	50	218	268 (0.6%))
100 以上	4	45	49 (0.1%))
計	22, 409	23, 879	46,288	
人口			46, 288	
世帯数			21, 591	

表4 年代別・男女別人口の構成(グラフ)



第2節 成人の運動・スポーツの実施状況

(1) 現状

本市の2024(令和6)年度の成人の運動・スポーツの実施状況は、表5に示すとおり成人の運動・スポーツをしている人は、47.8%で、していない人は51.0%であります。

運動・スポーツをしている人のうち、1週間に1回以上実施している人の割合は、表6、表7に示すとおり全体平均で47.6%であります。

表8、表9で示す1年間にどれくらいの頻度で運動・スポーツをやっているかのアンケート 結果、60歳未満では週の運動回数が多くなるほど運動割合が低くなる傾向となっています。

週1回運動している人の割合が多いのは生活習慣(仕事等)が影響しているのではないかと推測されます。また、運動・スポーツを実施しない、またはできない理由については、表10、表11に示すとおり、「運動をする時間がない」と回答した人が19.4%で、時間にゆとりがない人が多くいることがわかります。また、「やる気が起きない」が18.6%、「運動に関心がない」が7.5%で運動・スポーツの実施に意欲がない人がいることがみられます。その他にも、からだの健康状態や仲間がいないなどの理由もあります。

(2)スポーツの視点からの課題

アンケート結果から成人の51.0%の人が1週間に1回以上運動・スポーツを実施していないことがわかりました。運動・スポーツを実施しないまたはできない理由では、運動をする時間がないと回答した人が多く、仕事や育児などで時間的余裕がないと推測され、運動に関心がないなど運動・スポーツの必要性が周知できていないと考えられます。

また、第2次伊豆の国市総合計画では、成人の1週間に1回以上の運動・スポーツ実施率の目標値(令和3年度)を55%としていました。コロナ禍の影響によるものと推測されますが、令和2年度のアンケート結果では38%でした。令和6年度においても47.8%であり、増加傾向ではあるものの目標値を達成できていない現状があります。このようなことを踏まえ、運動・スポーツの必要性を周知し、認識を高めることや運動・スポーツができる機会、環境づくりを行い、運動・スポーツをする人の増加に向けた取組が必要です。

表5 1週間に1回以上運動・スポーツをしている人の割合

年齢	している	していない	無回答
成人 (18 歳以上)	47.8%	51.0%	1.2%

(令和6年度 まちづくりに関するアンケートより)

表6 1週間に1回以上運動・スポーツを実施している人の割合

年齢	はい	いいえ	無回答
18歳以上 30 歳未満	50.0%	50.0%	0.0%
30歳代	50.0%	50.0%	0.0%
40 歳代	45.6%	54.4%	0.0%
50 歳代	40.2%	58.1%	1.7%
60 歳代	45.5%	53.8%	0.7%
70 歳以上	54.5%	43.5%	2.0%
全体平均	47.6%	51.6%	0.7%

(令和6年度 まちづくりに関するアンケートより)

表7 1週間に1回以上運動・スポーツを実施している人の割合(グラフ)

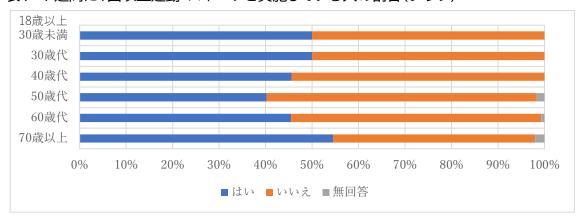


表8 1年間に運動やスポーツを実施した頻度の割合

← 1F Λ					
年齢	週 5 回以上	週 3 回以上	週 2 回以上	週1回以上	無回答
18歳以上 30 歳未満	12.0%	20.0%	32.0%	36.0%	0.0%
30歳代	10.3%	13.8%	34.5%	41.4%	0.0%
40 歳代	10.6%	12.8%	23.4%	53.2%	0.0%
50 歳代	14.9%	19.1%	27.7%	38.3%	0.0%
60 歳代	15.4%	27.7%	26.2%	29.2%	1.5%
70 歳以上	16.5%	28.4%	26.6%	26.6%	1.8%
全体平均	13.3%	20.3%	28.4%	37.5%	0.6%

(令和6年度 まちづくりに関するアンケートより)

表9 1年間に運動やスポーツを実施した頻度の割合(グラフ)

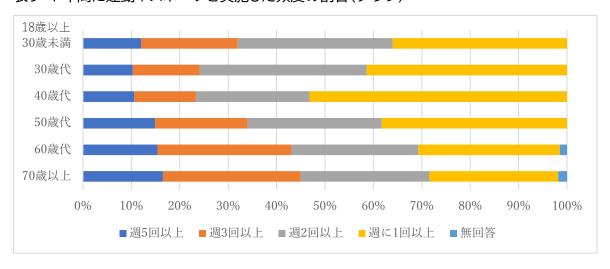
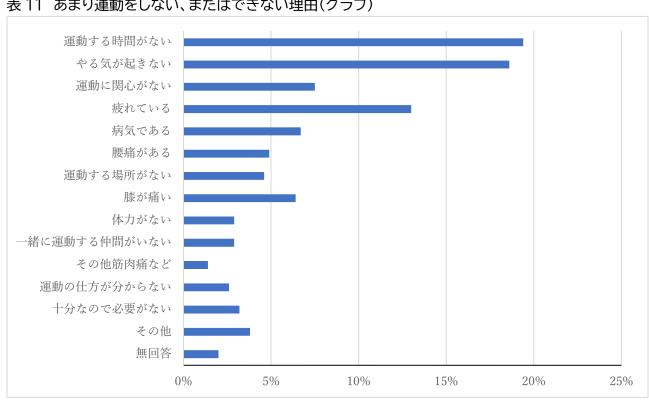


表10 あまり運動をしない、またはできない理由

項目	令和 5 年度
運動する時間がない	19.4%
やる気が起きない	18.6%
運動に関心がない	7.5%
疲れている	13.0%
病気である	6.7%
腰痛がある	4.9%
運動する場所がない	4.6%
膝が痛い	6.4%
体力がない	2.9%
一緒に運動する仲間がいない	2.9%
その他筋肉痛など	1.4%
運動の仕方がわからない	2.6%
十分なので必要がない	3.2%
その他	3.8%
無回答	2.0%

(令和6年度 まちづくりに関するアンケートより)

表 11 あまり運動をしない、またはできない理由(グラフ)



第3節 スポーツ協会・スポーツ少年団の会員・団員数の状況

(1) 現状

スポーツ協会の会員数は、表 12、表 13 に示すとおり、2023 (令和 5) 年度は 1,884 人で過去 10 年間の平均値 1,972 人より若干下回っており、少しずつではありますが、減少傾向にあります。競技団体数は 2023 (令和 5) 年度で 24 団体、過去 10 年間の平均値 22 団体と比較すると 2 団体増加しています。

スポーツ少年団の団員数は、表 14、表 15 に示すとおり、2023(令和 5)年度は 702 人で過去 10 年間の平均値 724 人より若干下回っており、少しずつではありますが、減少傾向にあります。

また、団体数は 2023 (令和 5) 年度で 24 団体、過去 10 年間の平均値 26 団体より 2 団体減少しています。

(2)スポーツの視点からの課題

スポーツ人口の減少や少子化の傾向があらわれていることを踏まえ、スポーツ協会及びスポーツ少年団の活動を幅広く周知し、会員または団員数の維持に向け、スポーツをしていない子どもへの啓発活動をするとともにスポーツ団体が活動しやすい環境づくりや指導者の育成に向けた取組が必要です。

表12 スポーツ協会 競技団体数・会員数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均値
競技団体数	23	22	22	22	23	23	23	23	24	24	22
会員数	2,073	2,147	1,943	1,931	1,857	1,998	2,060	1,948	1, 887	1,884	1,972

(伊豆の国市の教育より)

表13 スポーツ協会 会員数(グラフ)

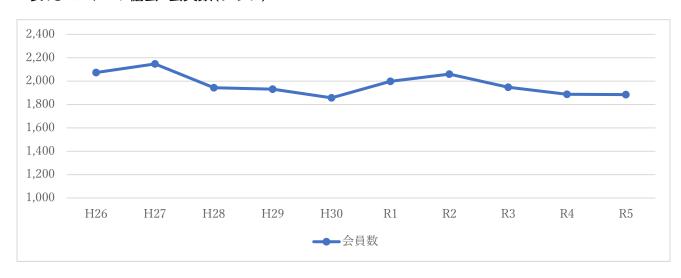


表 14 スポーツ少年団 団体数・団員数・種目数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均值
団体数	28	28	26	26	27	27	27	27	25	24	26
団員数	795	710	688	729	746	747	692	733	707	702	724
種目数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

(伊豆の国市の教育より)

表 15 スポーツ少年団 団員数(グラフ)



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充実感の獲得、自律心その他精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他身体活動であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利 であり、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支 える活動に参画することができる機会を確保しなければなりません。

また、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度など人格の形成に大きな影響を与えます。

スポーツで人と人との交流及び地域と地域の交流を促進するとともに年齢やその人に合った運動を通じて、健康づくりに取り組むことができる環境の実現を目指します。

第2節 計画の目標

(1)基本目標

基本目標1

スポーツ参加層の拡大

誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ教室や、各種スポーツ大会を開催することで、スポーツに参加する市民の拡大を図ります。また、本市のスポーツ振興に向けた取組を体系的にとりまとめ、福祉や教育分野における取組においてスポーツ協会との連携を図るなど、市民力の活用を推進します。

基本目標2

スポーツを通じた生きがいづくりの充実

体力増進、健康寿命の延伸のみならず、コミュニティの場として、また、 青少年の健全育成の場としてのスポーツの特性を活かし、市民の生きがいや 仲間づくりを推進します。

基本目標3

スポーツ団体等への支援

地域で活動するスポーツ団体等が活動しやすい環境づくりを進めるととも に、団体や指導者の育成を支援します。

基本目標4

オリ・パラレガシーの活用

東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、本市ならではの 取組を進めます。

(2)数值目標

生涯スポーツの推進を図るため、市民が生涯にわたり運動・スポーツの習慣が身に付くことを目指し、「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」を数値目標とします。

数値目標	基準値	目標値
成人の週1回以上の運	47.8%	55%
動・スポーツ実施率	2024(令和6)年度	2027(令和9)年度

(3)施策体系

基本目標		施 策
] [誰もが気軽に楽しむことができるスポー
1 スポーツ参加層の拡大		1-1 ツの推進
	[市民力を活用した福祉や教育分野におけ 1-2 るスポーツの推進
2 スポーツを通じた 生きがいづくりの充実][2-1 スポーツの特性を活かした市民の生きが いや仲間づくりの推進
		2-2 学校部活動の地域展開(連携)の推進
3 スポーツ団体等への支援]	3-1 地域で活動するスポーツ団体等への支援
		3-2 各団体が活動しやすい環境の整備
4 オリ・パラレガシー の活用][4-1 サイクルスポーツの普及
		4-2 モンゴル国柔道連盟との交流

取	組 ————————————————————————————————————
1-1	○誰もが参加できる教室等の実施○誰もが参加できるイベント等の実施
1-2	○障がいのある人やスポーツに苦手意識のある人へのスポーツ教室等の実施○パートナーシップを活用した事業等の実施
2-1	○運動・スポーツの必要性の啓発の実施○ニュースポーツの実施○新しいスポーツ関連事業の検討
2-2	○学校・団体・地域との連携による支援○中学生の活動場所としてのスポーツ関係団体の受け皿の構築
3-1	○スポーツ関係団体の活動・育成の支援○指導者の育成○優秀な選手・団体等への支援
3-2	○スポーツ施設等の整備の実施 ○施設予約方法検討の実施
4-1	○自転車を活用したイベント・講座等の実施○自転車に乗りやすい環境の整備
4-2	○モンゴル国柔道連盟との交流事業の実施

第4章 具体的な取組

基本目標1スポーツ参加層の拡大

1-1 誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの推進

取組の方向性

市民の誰もが気軽にスポーツに参加し楽しむことができるスポーツへの参加層の拡大に取り組みます。

◇誰でも気軽に簡単にスポーツにふれられる環境づくり

子どもから高齢者まで誰もがスポーツを身近に感じて、楽しさと健康づくりの大切さを 知り、継続してスポーツに参加できる環境づくりを行います。

■誰もが参加できる教室等の実施

市民の誰もが参加できる教室を企画し、スポーツを始めるきっかけづくり、楽しみながら継続できる機会や健康づくりの大切さを感じる機会をつくる教室を実施します。

- ・ノルディックウォーキング教室の実施
- ・水泳教室の実施
- ・その他教室の検討

■誰もが参加できるイベント等の開催

市民の誰もが参加できるイベントを企画し、スポーツの楽しさやスポーツを始めるきっかけづくりの機会を提供するため、イベントを開催します。

- ・ 市駅伝大会の実施
- ・マラソン大会の実施
- その他イベントの検討

1-2 市民力を活用した福祉や教育分野におけるスポーツの推進

取組の方向性

民間講師やパートナーシップ等による誰もが隔たりなく参加できる幅広い分野で のスポーツ教室やスポーツ交流の取組を進めます。

◇福祉や教育分野における民間講師やパートナーシップを活用した環境づくり

福祉や教育分野におけるスポーツ教室や他市との交流事業を民間講師やパートナーシップを活用し環境づくりを行います。

■障がいのある人やスポーツに苦手意識のある人へのスポーツ教室等の実施

障がいのある人やスポーツに苦手意識のある人へスポーツをする機会や継続する機会 を提供しスポーツへの興味や関心が持てるスポーツ教室を実施します。

- スポーツラブの開催
- ・その他教室の検討

■パートナーシップを活用した事業等の実施

スポーツ協会やその加盟団体、スポーツ推進委員と連携し、他市町とのスポーツ交流の機会をつくり、スポーツを通して人との繋がり、仲間づくりや市民間の交流が図れるようにパートナーシップを活用した事業の展開をします。

- ・長岡京市との交流事業の実施
- ・他市町との交流事業の検討
- ・民間企業などパートナーシップを活用した事業の検討

基本目標2 スポーツを通じた生きがいづくりの充実

2-1 スポーツの特性を活かした市民の生きがいや仲間づくりの推進

取組の方向性

スポーツの特性を活かし、市民の体力増進、健康寿命の延伸を目指すことに加え コミュニティや青少年の健全育成の場など市民の生きがいや仲間づくりのきっかけ となる取組を進めます。

◇スポーツによる健康づくりや仲間づくりができる環境づくり

スポーツを通じて、市民の健康づくりや仲間づくりの場を提供し、スポーツの楽しさや 必要性を発信し、誰もがスポーツに参加できる環境づくりを行います。

■運動・スポーツの必要性の啓発の実施

運動やスポーツの爽快感や達成感、他者との連帯感など心身の健康増進につながるようスポーツの必要性を市民に広く啓発を行います。

広報やホームページなどでの啓発活動の実施

■ニュースポーツの実施

地域コミュニティの活性化に向け、幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポー ツ教室を行います。

- ・ニュースポーツ教室の実施
- ・地域などを対象とした出前講座によるニュースポーツ普及の実施

■新しいスポーツ関連事業の検討

市民のスポーツに関するニーズを把握するとともに新しいスポーツ事業の検討を行います。

・アンケート調査の実施

2-2 学校部活動の地域展開(連携)の推進

取組の方向性

中学生の学校部活動の地域展開(連携)に向け、中学生が安心・安全に運動ができる場の提供と支援を行い、運動やスポーツを継続して楽しみ、親しめるように取り組みます。

◇中学生の学校部活動の環境づくり

中学生が安心・安全に、楽しく運動やスポーツができる場を確保するため、学校や団体、地域と連携して、部活動指導員や外部指導者等の人材確保を行い、中学生がスポーツを継続できる環境づくりを行います。

■学校・団体・地域との連携による支援

学校部活動ができる場の確保や部活動指導員等の人材確保を行い、中学生の部活動を継続していくため、学校・団体・地域が連携して支援を行います。

- ・活動施設の確保
- ・部活動指導員等の人材確保
- ・地域クラブチームの情報発信

■中学生の活動場所としてのスポーツ関係団体の受け皿の構築

中学生の活動場所として、スポーツ協会やスポーツ少年団の受け皿の構築を行います。

・生涯学習誌による情報提供の実施

基本目標3 スポーツ団体等への支援

3-1 地域で活動するスポーツ団体等への支援

取組の方向性

地域で活動するスポーツ関係団体が継続して活動ができるための支援や指導者の育成に取り組みます。

◇スポーツ関係団体の支援や指導者の育成ができる体制づくり

「伊豆の国市スポーツ協会」、「伊豆の国市スポーツ少年団」が継続してスポーツ活動ができるよう支援や指導者の育成ができる体制づくりを行います。

■スポーツ関係団体の活動・育成の支援

スポーツ関係団体への補助金や活動の情報提供による参加者増加に向けた支援を行います。

- ・スポーツ関係団体への補助金の交付
- ・市民へのスポーツ関係団体活動の紹介など情報提供の実施

■指導者の育成

指導力や競技力の向上を図るため、選手の技術的・肉体的・精神的なサポートができる指導者の育成を行います。

・団体への研修会など情報提供の実施

■優秀な選手・団体等への支援

選手のレベルアップや競技スポーツの活性化のため、各種大会等で優秀な成績を収めた選手や団体などに支援を行います。

・スポーツ賞賜金の交付

3-2 各団体が活動しやすい環境の整備

取組の方向性

スポーツ施設の適正な維持管理や予約方法の検討など各スポーツ関係団体が活動しやすい環境整備に取り組みます。

◇スポーツが安心安全で快適にできる環境整備

スポーツを行ううえで活動ができる場所があることが必要不可欠であり、スポーツ施設 の適正な維持管理や充実したサービスの提供を行い、より安心安全で快適にスポーツがで きる環境整備を行います。

■スポーツ施設等の整備の実施

体育館やグラウンドなど施設の維持管理や修繕、設備更新等を適正に行います。

- ・ 計画的な設備更新の検討
- ・定期的な点検による施設管理の実施

■施設予約方法検討の実施

市内スポーツ関係団体の継続活動に向け、より活動しやすい環境整備を図るため、施設予約方法の見直しの検討を行います。

・有効的な施設予約方法の見直しの実施

基本目標4 オリ・パラレガシーの活用

4-1 サイクルスポーツの普及

取組の方向性

東京オリンピック・パラリンピック自転車競技のレガシーを活かしたサイクルスポーツの普及に取り組みます。

◇オリ・パラレガシーを活かしたサイクルスポーツの普及促進

東京オリンピック・パラリンピック自転車競技のレガシーを活かしながら、企業、団体 等と連携によるサイクルスポーツの普及促進を行います。

■自転車を活用したイベント・講座等の実施

企業や団体等と連携し、自転車を活用した体験会や講習会、イベントを行います。

- ・狩野川周辺や川の駅伊豆城山オフロードコース等を活用したサイクルスポーツ イベントの開催
- ・健康促進に向けた講座等の実施

■自転車に乗りやすい環境の整備

シェアサイクルやレンタサイクル等を活用し、だれもが気軽に自転車に乗ることができる環境整備を促進します。

- バイシクルピット等サイクルスポーツに関わる施設の整備
- ・その他必要な環境整備の検討

4-2 モンゴル国柔道連盟との交流

取組の方向性

東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしたモンゴル国柔道連盟との 交流事業を継続して行きます。

◇モンゴル国との交流事業の推進

東京オリンピック・パラリンピック柔道競技のレガシーを活かしたモンゴル国柔道連盟 との交流事業を推進していきます。

■モンゴル国柔道連盟との交流事業の実施

東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして受け入れたモンゴル国柔 道連盟との交流事業を行います。

- ・モンゴル国柔道連盟の合宿受け入れの実施
- ・交流大会(伊豆の国市長杯伊豆の国市少年柔道錬成大会)の開催

第5章 計画の推進に当たって

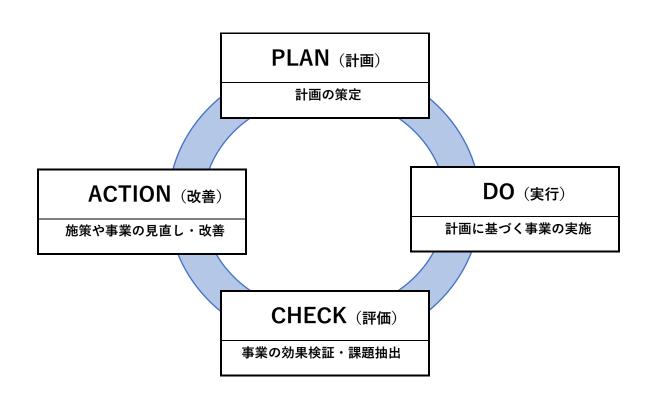
第1節 実施体制

本計画は、スポーツ分野だけでなく、教育や福祉等、行政の様々な分野に関連するものであるため、教育委員会を中心に全庁的に連携を図りながら目標達成に向けた取組を推進します。

また、行政だけでなく、市民、スポーツ関係団体、学校、民間企業などが互いに連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

第2節 進行管理

本計画は、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)に基づく進行管理(PDCAサイクル)によってマネジメントすることとし、定期的に事業の実績や成果を取りまとめ、分析・評価を行ったうえで、必要に応じて事業や計画の見直しを行うことで、円滑な推進を図ります。



伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会

(1)伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会設置要綱(平成28年伊豆の国市告示第5号)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条第1項の規定に基づき、本市におけるスポーツに係る施策を総合的かつ計画的に推進する伊豆の国市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を 策定し推進するため、伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定及び推進に当たる各関係機関との調整に関すること。
- (3) 計画の実施状況の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要と認める事項の検討に関すること。 (組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体等の関係者
- (2) 教育、行政機関等の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認めたもの
- 2 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりにれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、各年度最初の会議は教育委員会が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が行う。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(プロジェクトチーム)

第7条 委員長は、第2条に掲げる所掌事項関する事項について個別的又は専門的に調査、研究等を実施するため、必要があると認めるときは、委員会にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、リーダー及びメンバーをもって組織する。
- 3 リーダー及びメンバーは、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめリーダーが指名したメンバーがその職務を代理 する。
- 5 リーダーは、プロジェクトチームにおいて検討した事項を委員会に報告しなければならない。
- 6 第6条第4項の規定は、リーダーの職務及びプロジェクトチームの会議について準用する。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、社会体育担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第9号)

この改正は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年4月11日告示第17号)

この改正は、公示の日から施行する。

(2)伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員

(任期:令和6年6月1日~令和8年3月31日)

	•	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		<u> </u>
	役 職	所属団体等	氏 名	選考理由
1	委員長	伊豆の国市スポーツ協会	飯田 靖之	スポーツ団体関係者
2	副委員長	伊豆の国市スポーツ推進委員	菊池 嘉文	スポーツ団体関係者
3	委員	伊豆の国市スポーツ少年団	高氏 博章	スポーツ団体関係者
4	委員	伊豆の国市社会教育委員	鈴木 義彦	学識経験者
5	委員	一般社団法人伊豆の国市観光協会	鴨下 友秀	その他教育委員会が 必要と認めたもの
6	委員	伊豆の国市立韮山中学校	園田 道生	教育、行政機関等の職員
7	委員	伊豆の国市立韮山小学校	内田 繁樹	教育、行政機関等の職員
8	委員	伊豆の国市学校教育課	植松 正輝	教育、行政機関等の職員
9	委員	伊豆の国市観光文化課	大沼 美香子	教育、行政機関等の職員
10	委員	伊豆の国市健康づくり課	小川 莉奈	教育、行政機関等の職員

(順不同)

伊豆の国市スポーツ推進計画 令和7年2月 策定

発行 伊豆の国市教育委員会

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1

URL: https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp

編集 伊豆の国市教育委員会 生涯学習課

電話 055-948-1461